



ございますが、その点にも少し触れてみましょうか。——そういうふうにして続いてまいったわけでございますが、その後、これは国会の委員会等の非常な御支援をいただきまして、三年ほど前から書記官補の定員を大幅に書記官のほうに組みかえていただいたわけでございます。これは三千人近い定員の組みかえが行なわれたわけでございますが、これは一つには、そういう状態が続いてまいりましたけれども、この間に裁判所としては書記官研究所というものをくりまして書記官補の研修、教育に相当力を入れ、また、これはいろいろ社会的な背景等もございしますが、従来は比較的低い人が来ておりましたのが、最近では大部分が大学の法学部を卒業された方が来ておられる。こういうようないろいろな関係で書記官陣営の実力が非常に充実してまいったわけでございます。そこで待遇も当然よくしなければなりませんし、仕事もまかせることができるといふところから、書記官補の定員を書記官に組みかえていたにつきまして、書記官補なり事務官の中から優秀な者は書記官に任命する、こういう措置によりまして、すでに定員上われわれの大体目的とします書記官の定員は獲得でき、また、ほぼその充員といふこともできてまいったわけでございます。そういうところから少なくとも代行書記官補という制度を残しておく必要がなくなつたわけでございます。現在におきましては代行書記官補というものは一人もおらないわけでございます。残っておりますのは、ごく少数の書記官補が残っておりますが、これは現在のところは研修所に入っておりますが、これは現在のごとき、これを事務官にかえますことには何ら支障はないわけでございます。そういうところから、従来書記官補がやっておりました書記官の補助事務は、事務官にやらせることにいたしました。書記官補制度を廃止してもよい、こういう観点に立ちましてこの法律案を提案していただくというふうな事になったわけでございます。一応大まかな経過はさうなことです。

○大竹委員 この前、たしか横山委員のほうからもちよつと質問があつたと思つたのでありますが、当分の間書記官の職務を代行するといふことになつておつたのでありますが、いまお話を聞きますと、議会その他の強い要請でも申しますか、そういうことでこの書記官補を書記官にするように研修その他を始めて、ようやくこれをなくすることができたといふことになりまして、当分の間といふこの条文になつていながら、この資料その他を見ましても、三十二年から書記官補をなくする方向へ向かわれたといふことになりまして、当分の間といふことになつておつたのだけれども、その当時とすれば書記官補をなくするといふめどはついていなかつたといふことになるのであります。その点はどうかのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま御指摘のございました附則のございましたのは、昭和二十四年の法律第七十七号といふことになるわけでございますが、その当時におきましては、これは私どもとしてはそういうことを志してはおりましたけれども、當時は何ぶん書記官の定員もまだ二千数百名といふことであつたと記憶しておりますが、そういう状況でございまして、とてもこれを一挙に廃止するといふことについては、はつきりしためどが立たなかつたわけでございます。おかげさまで、この数年の経過によつてこういう状態になつてまいつた、こういうことになるわけでございます。

○大竹委員 それではお聞きしたのであります。この書記官補は四十年でなくなるわけでございますが、そういういたしますと、いままでこの書記官補がやっておつた仕事と申しますか、それは今度はだれがやることになるわけですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの御指摘の点これはまことにごもっともなお尋ねと存するわけでございますが、先ほどちよつと触れましたように、書記官補の従来やっておりました仕事は、今後は事務官がやることになるわけでございます。裁判所の事務官は、裁判所法にもござい

すとおりの、これは裁判所の事務を担当することになつておりまして、その職務権限の範囲は非常に広いわけでございます。これは十分その職務権限の範囲に含まれてゐるわけでございます。また事実、従来書記官の補助事務を書記官補法がやり、さらにその書記官補の補助と申しますか、そういう形で事務官が従来から裁判所の事務を担当してまいつたわけでございます。この点は実は考え方としてはいろいろあり得るところでございまして、おおよそ裁判所の事務の中には司法行政事務と裁判事務とございまして、あらためて申し上げるまでもないことと申しまして、その際に、司法行政事務を担当する職員と裁判事務を担当する職員といふものを、いわば峻別いたしまして、両者は官職上全然別個のものにするといふこともむろん考えられるわけでございます。従来書記官、書記官補といふような構想をとつてまいりました考え方には、それはそういう面も含まれておつたわけでございます。ただ、しかしながら、書記官でございますと、あるいは代行書記官補でございますと、そういう比較的高い、高度の職務内容の場合には、これは当然司法行政事務と一応區別して考えるのが相当であると考えられるわけでありまして、その補助事務といふことになりまして、非常に事実行為的な、いわば程度の低い職務内容になるわけでございます。ごく一例を申し上げれば、たとえば記録の保存とか作成といふものは書記官の事務でございまして、これは訴訟記録といふものは非常に重要なものでございまして、別個の官職が必要でございますけれども、その場合に、たとえばそれをひもでとじるとか、あるいは表紙を書くとか、そういうような補助事務は、これは司法行政文書の表紙を書く作業、あるいはとじるとか、あるいは、観念的には區別はできますけれども、実際上、片方は事務官で片方は書記官補だといふやうな区別をする必要のある内容ではございませんので、これはまた小さな裁判所に参りますれば、当然一人がいろいろな仕事を兼ねなければならぬといふこと

ともございいたします。また人事管理その他の面もございいたします。むしろ事務官一本にいたしました、こういう下のほうのいわゆる事実行為的な補助事務につきましては一本にして運用するほうがかえつてやりやすい、また職員のためでもあるといふふうな見地から、今後は事務官に全部裁判所あるいは行政事務系統の補助の仕事をしていただく、こういうふうなことにしたいといふことと申します。

○大竹委員 それでは、このお出しいただきました資料についてちよつとお聞きしたのであります。資料の第六についてちよつとお聞きしたいと思つて、それで昭和二十九年には書記官補が二百三十九人といふことになつておりました。それが昭和四十年にはなくなる予定だといふことになつておりますが、この裁判所書記官の数がふえておらないのでありますが、これは定員の欠員にでもこの二百三十九人を充てることになるのであります。その点はどうかのことであります。

○寺田最高裁判所長官代理者 この第六の表について、いまの点にも触れて少し御説明申し上げたいと思つて、この一番左の端の欄が書記官の数の欄でございますが、そうして書記官補の数がその次でございまして、この書記官補の数が三十六年から大幅に減つてまいつてゐるわけでございます。それだけの数を書記官に組みかえていただきます。書記官の増員といふことになつてまいつてゐるわけでございます。これは大部分において、書記官補から書記官に組みかえていふことになつてまいつたわけでございますが、いま御指摘のございました最後の二百三十九人、これは事務官のほうに組みかへるというわけでございます。したがって、定員上は書記官補が二百三十九人減員になりますと同時に、事務官が二百三十九人増員になるわけでございます。この表には事務官の数が出ておりませんので、ちよつとその点が御理解いただきにくかつたと思つて、二百三十九人は事務官に組みかえて、事務官

の増員になる、こういうことでございます。

○大竹委員 そういたしますと、重ねてお聞きしたいのですが、昭和三十八年と三十九年の関係でございまして、これは六百九十四人代行書記官が、三十九年と三十八年との、三十九年のふえ方は、私ちょっとやってみたのですが、七百四十三人ふえておるのではありませんか、そういういたしますと、この書記官補のほうから全部裁

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの御指摘の点は、三十八年の六百九十四人の代行書記官が

減つて、書記官のほうにふえておる。その数の差があるという点でございますが、これは大部分は六百九十四人の代行書記官、すなわち書記官補の中、代行資格を持った者を組みかえておるわけ

○大竹委員 いまのお話はよくわかったのですが、さっきの二百三十九人は、事務官のほうになったというお話なんです、これは代行書記官じゃないのでありますが、先ほど来お話を聞いておきますと、やはり、この裁判所書記官

とすれば書記官になるのが普通だと思つておるわけですが、そういういたしますと、率直な言い方でありまして、あまり能力のよくない人だけが残つたから、書記官のほうにはなれないで事務官のほうに回つたということになるのではありませんか。その点はどうなんですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま御指摘の二百三十九人残つておるものは、これは全部代行資格のない者でございますが、これは実際上は現在書記官研修所に入つておる者でございます。そしてこの表は十二月一日現在で出てきておるわけ

ては書記官補でも事務官に組みかえになります。が、現実には書記官補の地位を埋めておられます。書記官になる。残りの約百人くらいは、これは一応事務官に切りかえになりますけれども、書記官

を書記官に組みかえたわけでございますけれども、しかしこれまた、いわば定員上の組みかえ作業でございます。現実には代行書記官の地位にあってを全部書記官に組みかえという操作をすることが前提としておるわけではないわけでございます

す。あくまでも定員上のものでございます。したがしまして、実際には代行書記官補であつて、書記官にならなくて事務官になつた人も現実におることはおるわけでございます。その点が御指摘の点かと存じます。そういう者は現実におることはおるわけでございます。ただ二百三十九人の今後の問題は、これは心配がないわけでございます。

○大竹委員 それでこれは待遇上の不利益という問題はどうかでございますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点まことに重要な点でございますが、御承知のとおり書記官には一六%の調整がついておるわけ、それから代行書記官には四%の調整がついておるわけ、つまりその程度に俸給が、普通の同じ経歴の、同じ年次の者に比べて有利な給付を受けておるわけでございます。それに對しまして、代行のつかない書記官補の場合あるいは事務官は、これは全然号俸の調整がないわけで、その限度で不利になつておるわけでございます。そこでいま御指摘の、書記官補から事務官に切りかえになりますれば、当然その四%を失ふということになります。もしそういうことになりましたら、これは本人に非常な不利益になるわけでございます。その点は法律に基づきます最高裁判所の規則に規定がございまして、それに基づきます通達によりまして、一度代行書記官の地位にあられた人たちは、事務官に転換いたしましたも従来の四%の給付の保障をする、こういうことになつておるわけでございます。

○大竹委員 それではこれは何いいたしたのであります。いままでは大体書記官は書記官補から補充するという形になつておるわけでありまして、今後は裁判所書記官の補充とでも申します

か、それは結局事務官から補充をするということに考へてよろしいのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 御指摘の点であります。これは従来も必ずしも書記官補のみが書記官の給源であつたわけではございませんでして、事務官から試験を通過して、書記官研修所に入り、あるいは直ちに書記官昇任試験にパスする者もないわけではなかつたわけでございます。しかしながら、今後におきましては、書記官補というものがなくなつたので、これは当然に事務官が給源になるわけでございます。ただ、この書記官の仕事は非常に高度なものでございまして、いわば法律の専門職でございまして、裁判所の事務官は一般に大部分の者が大学の法学部を出ておる者がほとんどでございます。したがつて、事務官から書記官を補充するこれには別に困難を感じない、かように考へておるわけでございます。

○大竹委員 ついでに申してはあれでございますが、事務官、書記官に關連しておいておきたいのでありますが、裁判所法の四十四条でございまして、一定の期間事務官をつとめた者は簡易裁判所の判事になることができるという規定があるのであります。これに書記官というものが落ちておるように思ふのでありますが、これは普通からいへば、書記官のほうがかへつて裁判所事務にたんのうでも申しますか、そういうことがいえると思ふのでありますが、この第四号には落ちておるように思ふのですが、これについて……

○寺田最高裁判所長官代理者 これは簡易裁判所の判事の中の、いわゆる有資格の簡易裁判所判事の任命資格の問題でございまして、その点はいま御指摘の四十四条の二項のほうにございまして、「前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする」ということで、實際上そう多くはございせんが、いわゆる研修所を終わつて

判事の資格を持った者の中で、たとえば最高裁判所の事務職に入ります場合には、裁判所事務官といふものに転換して勤めておる者があるわけでございます。そういう場合のことをいっておるわけでございます。そういう人が、いわゆる研修を終えまして有資格者が書記官になるということはおそらくないのだらうと思います。それに対して、いわゆる書記官や事務官の中から特別選考でなつてまいります簡易裁判所の判事の関係は、そのすぐ次にあります四十五条でございます。これは「多年司法事務にたずさわリ」ということになつておりました。この中には当然事務官、書記官双方が含まれておる、こういうことになるわけでございます。

○大竹委員 次にこれも直接関係はないのですが、この書記官補のほうはなくなつたので、非常にけつこうなことだと思つておりますが、家庭裁判所のいわゆる調査官補でございますが、これは依然として残つておるといふことになるわけでありまして、やはりこの裁判所書記官補をなくした精神からいいますならば、当然この調査官補もなくすべきもののように考えられるわけでございますが、これについてのお考えその他伺ひたいと思つておられます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま大竹委員から御指摘のございました点は、先般定員法の際に横山委員からも御指摘をいただいた点でございます。私どももいたしまして、この附則で「当分の間」となつております点を考慮に入れまして、代行書記官制度の廃止と並行して、代行調査官制度あるいは代行速記官制度といふものの廃止あるいはその処置といふことについて慎重に検討してまいつておるわけでございます。ただ、まだ現在のところ、その点については、はっきり廃止に踏み切るという結論にまで達しておりませんので、今回は書記官補のほうだけをお願いすること

にしたわけでございます。

その調査官補の関係について、廃止に踏み切れない理由はいろいろあるわけでございますが、一つは、実際上まだ十分な調査官の数が確保できておらない、したがつてまだもう少しは代行者を活用する必要がある、こういういわば実際の理由も相当にあるわけでございます。その点で書記官とやや違ふ点があるわけでございます。それとも一つ、これはやや理論的な問題になりますが、少し理屈っぽくなつて恐縮でございますが、書記官のほうは、高度の専門職と申しまして、法律の専門職でございます。法律的な専門職といふものは、裁判所の中におきましては、裁判官はむしろでございますが、事務官その他すべて法律的な職業でございますから、そういうものの中での高度の職業といふことでございまして、事務官と質的には全然区別するということができません。つまり書記官補といふものをやめてしまつて、事務官と併用いたしまして、そう支障はないわけでございます。何と申しまして、家庭裁判所調査官のほうの職務の関係は、法律学と申しますよりは、むしろ社会学とか心理学とかあるいは教育学とか、こういうものに関する高度の専門知識でございますし、実際上大学を出てまいります人々も、法学部の人もないわけではございませんが、むしろ文学部とかそういう系統の関係の方のほうが多いわけでございます。また、それが非常に必要ないわけでございます。したが、いましめて、どうしてもそこに補助職としても、単なる事務官ではなくて、やはり専門的な調査官補といふものの補助を必要といたしまして、また昇進の経路といたしまして、事務官から調査官になるといふ率は、いわばきつめて少数でございます。書記官の場合に比較すればはるかにその点が違ふわけでございます。やはり調査官補から代行になり、調査官になるといふ昇進経路がむしろ通常の経路だといふことになるわけでございます。それから兼務等の関係も、書記官と事務官の兼務といふことは、実際上必要でもあり、またそういうこと

とが行なわれるケースが多いわけでございます。調査官と事務官といふものは兼務になじみにくい性質を持つております。そういう関係で、やはり調査官補といふものがそういう一つの系列として、残すことも必要ではないかといふような考へ方がございまして、そういう考へ方が最終的なものと考へておるわけではございませんが、その点でまだ踏み切れないといふことでございまして、しかし先般来法務委員会でもしばしば御指摘をいただいたのでありますので、今後ともその点は十分検討いたしまして善処いたしたい、かように考へておるわけでございます。

○大竹委員 それでは書記官のほうは終わりました、最高裁の新審議院について、もう少しお聞きしたいのでありますが、この規定は非常に大まかにできておるのであります。この委員について、どういふ中から出すといふようなことが規定されておるだけでありまして、その構成、全体の数、それからその中でどこに指摘されております国会議員とか、職員、学識経験の人にとりだけ割り当てるとか、そういうようなことは全然規定されておらぬわけでありまして、いづれ規則でそれらをはつきりするものでありまして、そういう点についてあらかじめお聞かせ願ひたいと思つておられます。

○岩野最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、裁判所法の附則にくぐ大まかな、簡略な規定を設けさせていたことになつておりますが、その実際上の詳細は裁判所の規則で補充させていただきます。ただ、その構成員のメンバーに關しましては、特に国会議員の關係だけは明らかにいたしておきます。実は、一般の裁判所關係では特にそれを掲げておきません。国会議員の方々に委員になつていただきに、法制上そうなつておりますので、それを明らかにさせておきたい。実際は委員の方々は構成する、その中に一応いろいろ考へておるものは、政界、財界、法曹界、学界、言論界等、

国の有識者の方々に御集まり願つて十分御審議願ひを予定しているわけでございます。

○大竹委員 一番最初に書いてあります「庁舎の新築に關する重要事項」こうなつておるのであります。この重要事項といふのは一体どういふ範圍にお考へになつておるのか。たとえば、民間のところにありますと、建設場所その他設計は、最中のようにも聞いておるわけでありまして、この建設場所なんかは非常に私は重要な事項の一つだと思つておるわけですが、そういうのはすでにきまつておるとすれば、この委員会をつくるのはおそきに失したといふようなことも考へられるわけでございますが、新築の重要事項といふようにお考へになつておりますか。

○岩野最高裁判所長官代理者 建物の建設に關します重要事項と申しますと、御指摘のとおり設置の場所、それから建物の規模、それから場合にしましては、いろいろなことばで適切に表現できるかどうかですが、あるいは様式と申したり、構造とか申しますが、そういう何々式の建物、純粹の日本式でいくか、あるいは洋式でいくか、洋式の中에서도現代的な様式でいくか、昔の様式をいろいろ探求してやるかといふようなことも含まれましようし、どういふ程度の經費を使つて処理していくかといふような点もつばら重要なことになつてまいらると思つておられます。ただ、その建設場所に關しましては、実は先般国有財産中央審議會のほうで、一応旧パレス・ハイツの南側半分を最高裁判所の敷地として予定することがきめられたわけ、委員会が設置されます前にかやうなことが一応取りきめられましたことは、実は最高裁判所として最高裁判所の敷地として指定いただきました。その北半分が国立劇場の敷地と予定されることになりましたために、まず、国立劇場の敷地に国有財産中央審議會におきまして決定された機会に、南側半分は将来最高裁判所の敷地の予定地とするといふことが理由中で一応定められていたわけござ

ございます。それでいろいろオリンピックの関係がございまして、オリンピックの関係の建設現場と申しますか、工事場等が立ち並んでおりましたために、さしあたり裁判所としてはその南側半分に手をつけることもできなかった状態でございますが、オリンピックが終わりました後、あの敷地が一応きれいに取り片づけられた現況におきまして、裁判所は早くこの土地の所管がえを受けておこうということの必要がございましたために、国有財産中央審議会にかけていただいて、これを最高裁判所の庁舎建設敷地とするということをあらかじめきめていただいたわけでございます。そういう点で一部分設置の場所に関する問題は一応現在はずれたことになっておりますが、この点につきましても、また審議会において十分御検討願うことも必ずしも排斥する趣旨ではございません。もっと適地がございましたらそれを考えることもできるわけでございますが、ただいま一応そのようにきまっておる状況であります。

○大竹委員 私の問題は終わります。

○小島委員長代理 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は公報をもってお知らせいたします。これにて散会いたします。

午前十一時十二分散会





昭和四十年三月二十九日印刷

昭和四十年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局